

(平成22年1月20日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認新潟地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA教育事務所における資格取得日に係る記録を昭和57年5月11日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人のA教育事務所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和58年3月26日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

申立期間④について、申立人は、申立期間④の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA教育事務所における資格取得日に係る記録を昭和59年1月12日、資格喪失日に係る記録を同年4月1日とし、申立期間④の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間④の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年5月11日から同年9月1日まで  
② 昭和58年3月17日から同年3月26日まで  
③ 昭和58年11月10日から同年12月16日まで  
④ 昭和59年1月12日から同年4月1日まで

「ねんきん特別便」が届き厚生年金保険加入期間を確認したところ、申立期間の厚生年金保険加入の記録が無いことが分かった。

私は、申立期間①及び②については、昭和57年5月11日から58年3月25日まで、B市立C小学校に臨時教職員として勤務した。

申立期間③については、昭和58年11月10日から同年12月15日まで、

また、申立期間④については、59年1月12日から同年3月31日まで、それぞれ、D市立E小学校に臨時教職員として勤務した。

いずれの申立期間についても、辞令書があり、また、厚生年金保険料が給与から控除されていた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、F県教育委員会発行の辞令書及びB市立C小学校に保管されていた申立人に係る人事記録から、申立人が申立期間にB市公立学校第3類臨時職員として勤務していたことが確認できる。

また、事業主は、「申立期間①当時の臨時教職員の取扱いについては、2か月以下の期間で採用した場合は厚生年金保険に加入させていなかったが、2か月を超える採用期間の場合は、F県市町村立学校臨時職員取扱規程（以下「取扱規程」という。）によって加入させていたはずである。」と回答しているところ、辞令書の採用期間は2か月を超えていることが確認できるとともに、同規程において、例外的に厚生年金保険に加入させる必要の無い場合を規定する第19条ただし書「他の保険の被保険者又は被保険者の扶養親族である場合」に該当する事実も確認できない上、A教育事務所と申立人の間で厚生年金保険に加入させないとする合意があったと推認できる特段の事情もみられない。

さらに、社会保険事務所（当時）の記録では、A教育事務所において申立人の前後に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の厚生年金保険加入記録からは、申立期間①とほぼ同時期において2か月ないし3か月の加入月数の者が複数確認できる。

加えて、申立人は、申立期間①直後の昭和57年9月1日から58年3月17日までの期間において、同じ小学校で同一の勤務条件で勤務しているが、この期間については厚生年金保険に加入している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和57年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人の申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、申立期間において事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などが行われることとなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和57年9月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、

その結果、社会保険事務所は申立人に係る 57 年 5 月から同年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、社会保険事務所（当時）の記録では、申立人は、A 教育事務所において、昭和 57 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、58 年 3 月 17 日に同資格を喪失しており、申立期間②の被保険者記録が無い。

しかしながら、F 県教育委員会の辞令書から、申立人は、昭和 58 年 3 月 25 日まで B 市立 C 小学校に臨時教職員として勤務していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和 58 年 3 月 26 日に訂正することが必要である。

- 3 申立期間④について、F 県教育委員会発行の辞令書及び D 市立 E 小学校に保管されていた申立人に係る人事記録から、申立人が申立期間に D 市公立学校第 3 類臨時職員として勤務していたことが確認できる。

また、事業主は、「申立期間④当時の臨時教職員の取扱いについては、2 か月以下の期間で採用した場合は加入させていなかったが、2 か月を超える採用期間の場合は、取扱規程によって加入させていたはずである。」と回答しているところ、辞令書の採用期間は 2 か月を超えており、申立期間④当時、取扱規程において、例外的に厚生年金保険に加入させる必要のない場合を規定する第 19 条ただし書「他の保険の被保険者又は被保険者の扶養親族である場合」に該当する事実も確認できない上、A 教育事務所と申立人の間で厚生年金保険に加入させないとする合意があったと推認できる特段の事情もみられない。

さらに、社会保険事務所（当時）の記録では、A 教育事務所において申立人の前後に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の厚生年金保険加入記録からは、申立期間④とほぼ同時期において厚生年金保険に加入している者が複数確認できる。

加えて、申立期間④当時、申立人が勤務していた D 市立 E 小学校で事務職員をしていた者は、「申立期間④当時の臨時教職員の取扱いについて、2 か月を超える採用期間の者は加入していたはずである。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間④の標準報酬月額については、取扱規程並びに申立人に適用された申立期間④当時の給料表における給与月額及び申立人に当時支給

された手当額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人の申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者資格喪失届も提出されることとなるが、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は申立期間④に係る資格の取得及び喪失に係る届出をしておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和59年1月から同年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間④に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

4 申立期間③については、F県教育委員会発行の辞令書及びD市立E小学校に保管されていた申立人に係る人事記録から、申立人が申立期間にD市公立学校第3類臨時職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業主は、「申立期間③当時の臨時教職員の取扱いについては、2か月以下の期間で採用した場合は加入させていなかったはずである。」と回答しているところ、辞令書の採用期間は昭和58年11月10日から同年12月15日までの約1か月であることが確認できる上、A教育事務所において申立期間③前後に資格を取得した者について、社会保険事務所(当時)の厚生年金保険加入記録を確認したが、厚生年金保険加入期間が1か月である者の記録は見当たらない。

さらに、申立期間③当時、申立人が勤務していたD市立E小学校で事務職員をしていた者は、「申立期間③当時の臨時教職員の取扱いについて、2か月以下の採用期間の者については、厚生年金保険に加入させていなかったはずである。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 6 月 1 日から 36 年 6 月 1 日まで  
社会保険庁(当時)から送付された「ねんきん特別便」の厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間について記録が無いことが分かった。  
申立期間は、A社に勤務しており、厚生年金保険料は給与から控除されていた。  
このため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主の子息及び同僚の証言から、申立人が申立期間に、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業主の子息は「当時は、事業主であった父が、厚生年金保険の事務を会計事務所に依頼していた。当時の資料は無く、父も当時の会計士も亡くなっているため、保険料を納付したかどうかは不明である。」と回答している。

また、申立期間に係るA社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、当時の厚生年金保険被保険者全員が、昭和31年6月1日までに厚生年金保険被保険者資格を喪失し、その後、同資格を取得した者はいないことが確認できる。

さらに、当時の同僚は「A社は昭和28年に厚生年金保険に加入したが、その後は不景気で、3年くらいしたら厚生年金保険をやめる届出をしたと思う。」と証言している。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた具体的な記憶が無く、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年ごろから 29 年 2 月 15 日まで  
② 昭和 30 年 12 月 28 日から 31 年 4 月 28 日まで  
③ 昭和 31 年 12 月 26 日から 32 年 3 月 8 日まで  
④ 昭和 33 年 1 月 1 日から同年 3 月 16 日まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、申立期間①のA社の厚生年金保険の加入記録が無く、また、申立期間②、③及び④についても同社に継続して勤務していたのに厚生年金保険が未加入となっていることに納得がいかない。

いずれの申立期間も正社員として勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、同僚の証言から、その一部の期間において申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、申立期間①のうち昭和 27 年 2 月 1 日以降については厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できるものの、同年 1 月 31 日以前の期間については適用事業所ではない。

また、A社は、「申立期間①当時の資料を保管していない。」と回答しており、申立期間①当時における厚生年金保険料の控除の状況について確認することはできない。

さらに、申立人は昭和 29 年に運転免許証を取得するまで助手として勤務していたとしているところ、同僚は「当時、助手だった者は厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言している。



2 申立期間②、③及び④について、申立人がA社に勤務していたことが確認できない上、複数の同僚は「当時、A社において冬季は道路除雪が行われず仕事が閑散となるため、冬季解雇を行っていた。」との証言があり、事実、オンライン記録から、複数の同僚が冬季期間中に当該事業所において、厚生年金保険に加入していないことが確認できることから、冬季期間である申立期間②、③及び④において、申立人は、厚生年金保険の加入対象者として取り扱われていなかったものと推認できる。

また、A社は、「申立期間②、③及び④当時の資料を保管していない。」と回答しており、申立期間②、③及び④当時における申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除の状況について確認することはできない。

3 このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。